

東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画

【帰宅困難者に関する計画編】

初版: 令和5年3月

改定: 令和8年3月

東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会
(東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画作成部会)

目次

はじめに

- 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
 - 本地区における都市再生安全確保計画の意義
 - 都市再生安全確保計画の作成体制および役割
 - 本地区における被害の検討等
 - 本地区の現状
 - 想定する被害のシナリオ等
 - 想定する課題
 - 都市再生安全確保計画の目標
 - 都市再生安全確保計画の推進
- 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業および事務
 - 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備および管理
 - その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業
 - 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務
 - 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項
- 参考
 - 【用語の定義】

はじめに

国は平成24年3月に都市再生特別措置法(以下「法」という。)を改正し、都市再生安全確保計画制度を創設した。これは、都市再生緊急整備地域において、官民が連携した組織を地区ごとに組成し、その地区の「都市機能の継続」および「滞在者等の安全確保」を目的とした都市再生安全確保計画を作成・実践することで、地区の防災対応力強化を図り、都市の国際競争力向上に取り組むものである。

これを受け令和元年11月に、東京駅前八重洲地区(以下「本地区」という。)において東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画作成部会(以下「本部会」という。)を組成した。本部会では、地域の防災性能を着実に向上させるために、着手可能な対策・エリアから取組むこととし、令和2年3月に「都市機能の継続」を目的とする「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【エネルギーに関する計画編】」を策定し、令和3年3月には、地区の「来訪者又は居住者(以下「滞在者等」という。)の安全確保」を目的とする「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】」を策定した。(図1参照)

その後、本地区では、大規模開発の進捗に合わせ、令和6年3月に「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【エネルギーに関する計画編】」を改定した。そして今般、令和8年3月に「東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】(以下「本計画」という)」を改定することで、さらなる防災対応力の強化、国際競争力の向上を目指す。

1.本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1.本地区における都市再生安全確保計画の意義

中央区では、東京駅前地域の基本的な考えを示すため「東京駅前地域のまちづくりガイドライン」を平成20年11月に策定し、上位・関連計画の見直しを契機にした改定を加えながら運用している。

平成30年4月には、まちの将来像に加え、東日本大震災を教訓とする都市防災力の向上および上位計画に基づく国際競争力の強化を踏まえたまちづくりへと誘導するため、「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018」を策定した。

まちづくりガイドラインでは、東京駅前地域の将来像として、『「安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口」の形成』を掲げ、都市空間形成の目標の一つとして、「安全・安心に住み、働き、訪れることができる都市環境の創出」を挙げている。また、この目標を達成するために、「災害に強いまちづくり」の指針を示し、「防災機能の強化・帰宅困難者対策」および「官民の連携による共助の取り組み」を推進するものとし、大規模開発事業等においては、一時的に避難可能な空間や地域防災備蓄倉庫等を整備することにより、地域全体の防災性の向上を図るとともに、災害時に各種災害情報を適切に発信する設備の整備を行い、情報共有の機能強化を図ることを示している。

まちづくりガイドラインの対象範囲では、東京駅に面する3地区で市街地再開発事業が推進されており、その内の八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業による「東京ミッドタウン八重洲」は令和5年3月に開業した。一方、日本橋川沿いでも複数の市街地再開発事業が進められており、東京駅前地域とその周辺地域において、国際的な活動に関連する来街者や就業者が増加することが想定されることから、市街地再開発事業同士の連携による地域防災力の向上がより一層求められる。

また、「都市再生安全確保計画 作成の手引き(内閣府・国土交通省)」において、作成した都市再生安全確保計画の内容を柔軟に改善・更新(PDCAサイクル)しながら、取り組みの拡大への対応をしていくことが重要と示されていることから、本計画の対象範囲を図2に示す通り拡大し、地域の防災性能を着実に向上させ、国際競争力の更なる向上を目指す。

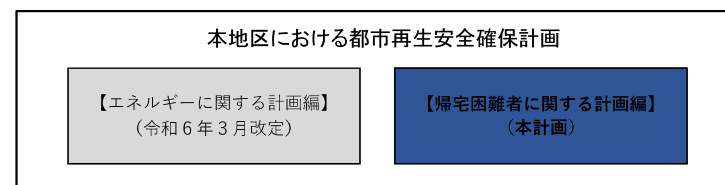


図1.本地区における都市再生安全確保計画の構成

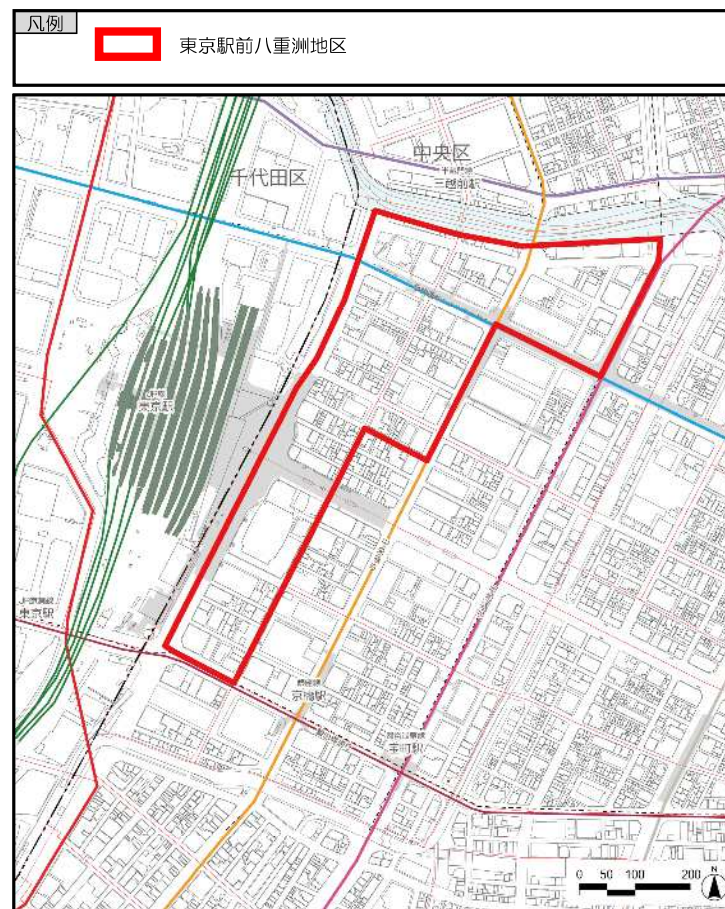


図2.本計画の対象範囲

(「国土地理院基盤情報(https://service.gsi.go.jp/kiban/app/)」を加工して作成)

1-2. 都市再生安全確保計画の作成体制および役割

都市再生安全確保計画の作成には、地域の防災計画との調和および関係者ネットワークの構築が重視される。

本計画は、防災に関する関係行政機関、地区内の退避施設の管理者、来街者等が多く集まる八重洲地下街、バスターミナル東京八重洲の管理者、災害時のエネルギー供給を行う事業者および建物の維持管理運営等を行うエリアマネジメント団体が参画する。

また、民間事業者が主体となり運営にあたる「中央区帰宅困難者対策協議会」ならびに本地区に近接し東京駅を含む地区で都市再生安全確保計画を作成・運用する「大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画作成部会」との連携を図ることができる体制(図3および表1参照)を構築し、計画を作成する。

本部会では、本地区の現状および将来像について共有し、滞り者等の安全確保のための基本的な方針および目標設定について検討し、本地区における都市再生安全確保施設の整備および管理について本計画に位置付ける。

また、本計画に位置付けた都市再生安全確保施設は、中央区帰宅困難者対策協議会と連携する体制を別に組成し、施設の運用マニュアル等の作成および避難訓練等を実施する。

表1. 本部会構成員

行政機関	民間企業・団体等
内閣府 地方創生推進事務局 参事官補佐	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部担当部長
国土交通省 関東地方整備局 建設部 都市整備課長	東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合 理事長
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長	東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合 理事長
東京都 都市整備局 総務部 調整担当課長	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 取締役常務執行役員
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課長	八重洲二丁目北地区市街地再開発組合 理事長
東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長	八重洲二丁目中地区市街地再開発組合 理事長
中央区 都市整備部長 ★部会長	八重洲地下街株式会社 代表取締役社長
中央区 都市整備部 地域整備課長	三井不動産株式会社 サステナビリティ推進本部 環境・エネルギー事業部長
中央区 総務部 防災危機管理室長	三井不動産TGスマートエナジー株式会社 代表取締役社長
中央区 総務部 防災危機管理課長	八重洲二丁目北地区エリアマネジメント 代表理事
千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課長	ヤンマーコーポレーション株式会社 東京事業部 部長
警視庁 中央警察署長	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合 理事長
東京消防庁 日本橋消防署長	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合 理事長
東京消防庁 京橋消防署長	三井不動産TEPCOエナジー株式会社 代表取締役社長

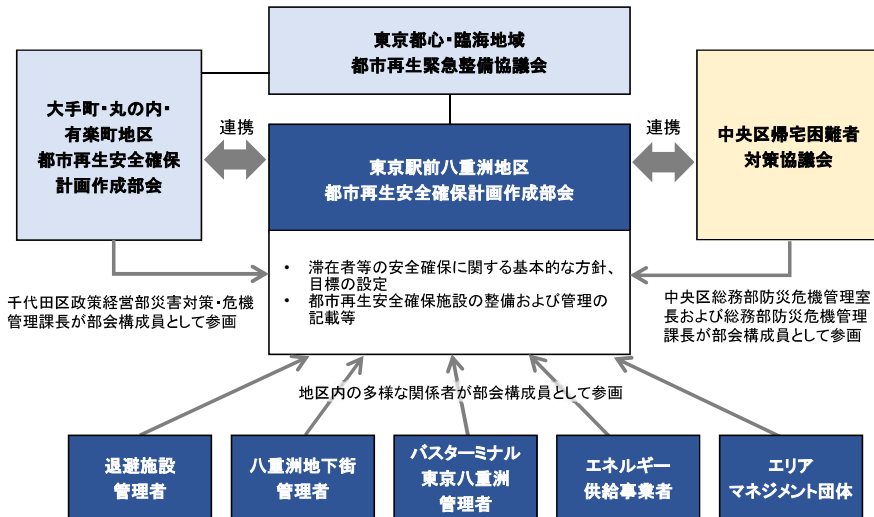


図3. 都市再生安全確保計画の作成体制

1-3. 本地区における被害の検討等

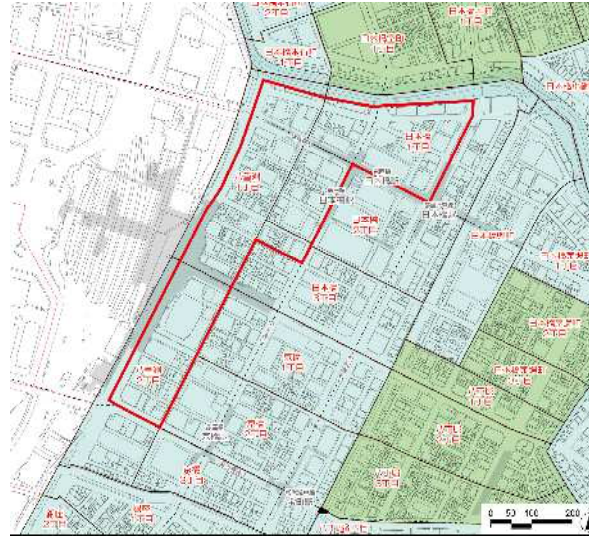
1-3-1. 本地区の現状

1-3-1-1. 地震に関する危険性

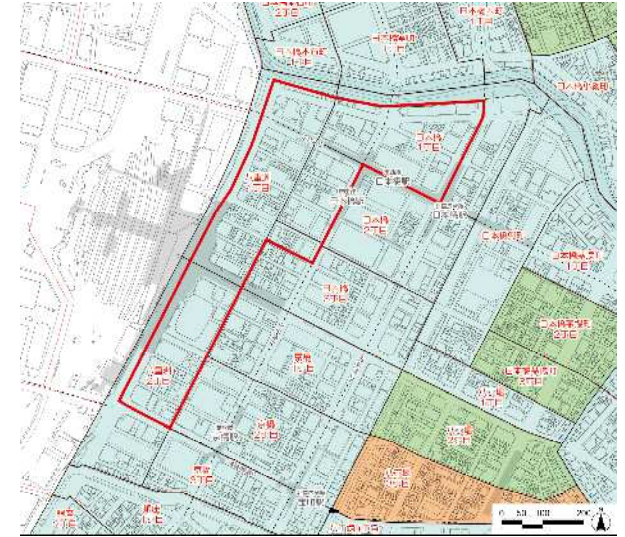
東京都が公表する「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)(令和4年9月)」の結果をもとに、本地区および周辺における地震に関する危険性を図4に示す。

本地区における総合危険度はランク1が示され、地震に関する危険性は相対的に低いと言える。一方、各危険度でみると、火災危険度は低いものの、建物倒壊危険度および災害時活動困難係数は、地区内および周辺で一部ランク2が示され、災害時における鉄道網の停止等による帰宅困難者の発生や周辺地区からの帰宅困難者の流入、群衆の混乱による救助・救出活動の障害が懸念される地区となっている。

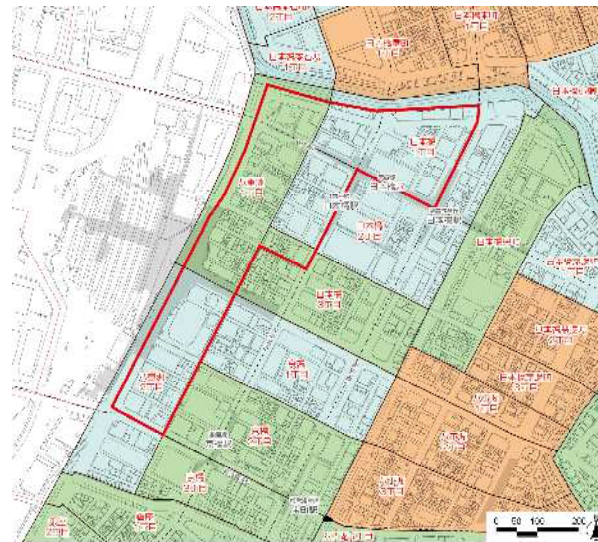
■総合危険度
(建物倒壊危険度、火災危険度に災害時活動係数を加味し総合化したもの)



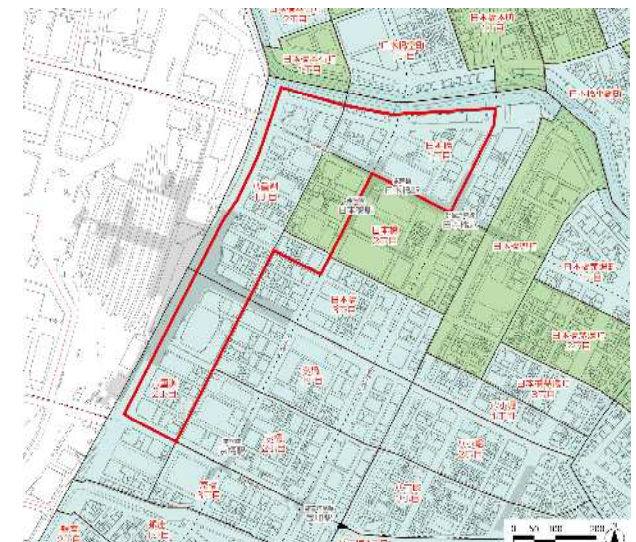
■火災危険度 (火災の発生による延焼の危険性)



■建物倒壊危険度 (建物倒壊の危険性)



■災害時活動困難係数 (道路等の整備状況による災害時の活動の困難さ)



—凡例—

都市再生安全確保計画範囲
 行政区画の境界線

	建物倒壊・火災・総合危険度 ※1	災害時活動困難係数 ※2
高	5 (1-85 位)	0.4 -
	4 (86-372 位)	0.3 - 0.4
	3 (373-1192 位)	0.2 - 0.3
	2 (1193-2840 位)	0.1 - 0.2
低	1 (2841-5177 位)	0 - 0.1

※1 危険性の度合いを相対評価により5つのランクで設定
 ※2 活動有効空間不足率及び道路ネットワーク密度不足率により算出した係数

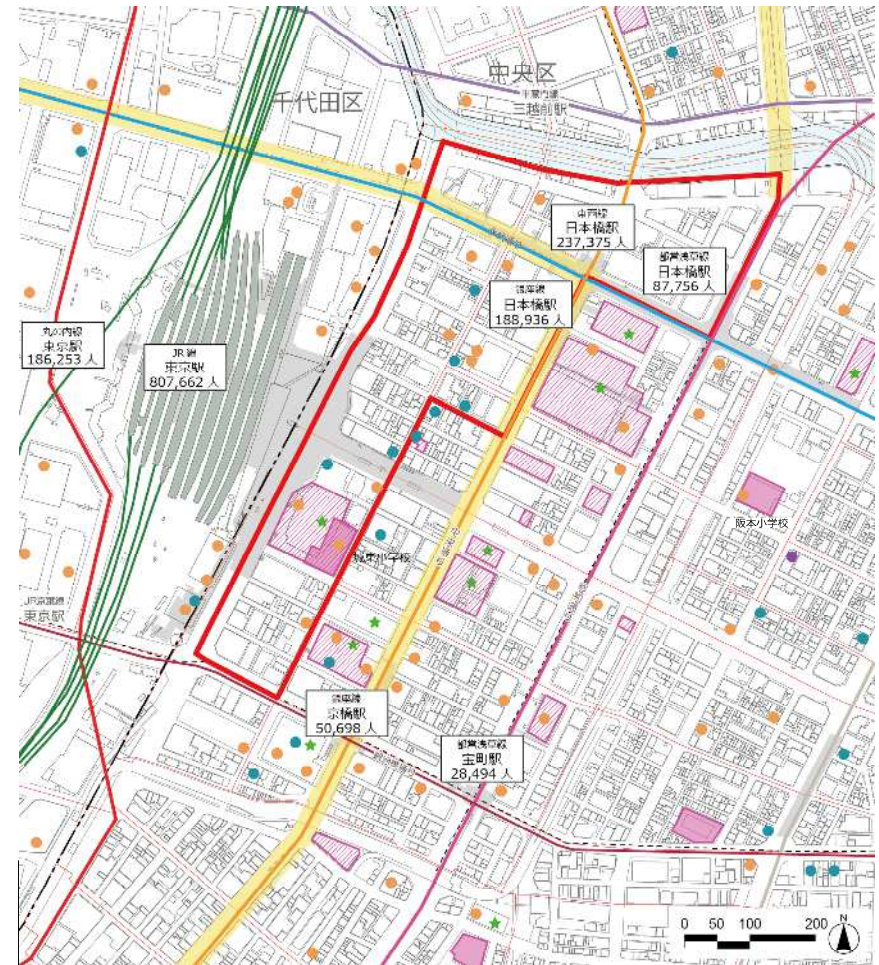
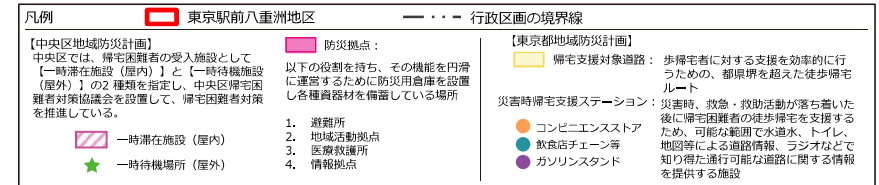
図4. 地震に関する危険性(地震に関する地域危険度測定調査(第9回)をもとに作成)

1-3-1-2. 災害対策施設等

本地区の周辺には、中央通りが「帰宅支援対象道路」として指定され、周辺のコンビニエンスストアや飲食チェーン等の多くが「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。また、日本橋駅・京橋駅間の中央通り周辺には一時滞在施設（屋内）および一時待機場所（屋外）が存在している。

本地区内には城東小学校防災拠点が存在し、災害時には地域住民の避難所、地域活動拠点、医療救護所、情報拠点として機能する。

本地区には、東京メトロ銀座線および東西線並びに都営地下鉄浅草線の日本橋駅が接しており、当該駅の1日の乗降客数の合計は、約51万人となっている。また、本地区の周辺には、京橋駅および宝町駅並びに東京駅が位置しており、図5に示す鉄道の1日の乗降客数は合計で約108万人となっており、就業者等の滞留とともに、災害時には多方面から多数の来街者が本地区に流入することが想定される。



出典) ・東京都防災マップ(令和7年7月29日確認時点) ・中央区防災マップ(令和7年9月)
 ・中央区地域防災計画(令和6年修正) ・帰宅困難者一時滞在施設一覧(中央区HP:令和7年7月)
 ・関東交通広協協議会・各社・各駅 乗降人員・通過人員・輸送人員 《令和5年度1日平均》

図5. 災害対策施設等

1-3-1-3. 市街地再開発事業等

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業および都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区A街区)による「東京ミッドタウン八重洲」が令和5年3月に、また、都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区B街区)による「YANMAR TOKYO」が令和5年1月に開業した。また、その他に本地区では、「東京駅前八重洲一丁目東A地区第一種市街地再開発事業」、「東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業」、「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」、「日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業」が現在進められている。東京駅前八重洲一丁目東B地区は令和7年度、A地区は令和8年度に竣工予定、日本橋一丁目中地区は令和8年度に竣工予定、八重洲二丁目中地区は令和10年度に竣工予定、八重洲一丁目北地区南街区は令和11年度に竣工予定、八重洲一丁目北地区北街区は令和14年度に竣工予定で事業が進められており、本地区の令和8年度時点から令和15年度時点の市街地再開発事業の状況を図6に示す。

本地区の地下部分には法第19条の2の規定による「東京都心・臨海地域(八重洲地区)整備計画」に基づき、「パスターミナル東京八重洲」の整備が進められている。現在、八重洲二丁目北地区におけるパスターミナル(第1期エリア)は令和4年9月に開業し、今後、各市街地再開発事業の竣工に合わせて段階的に開業する予定である。

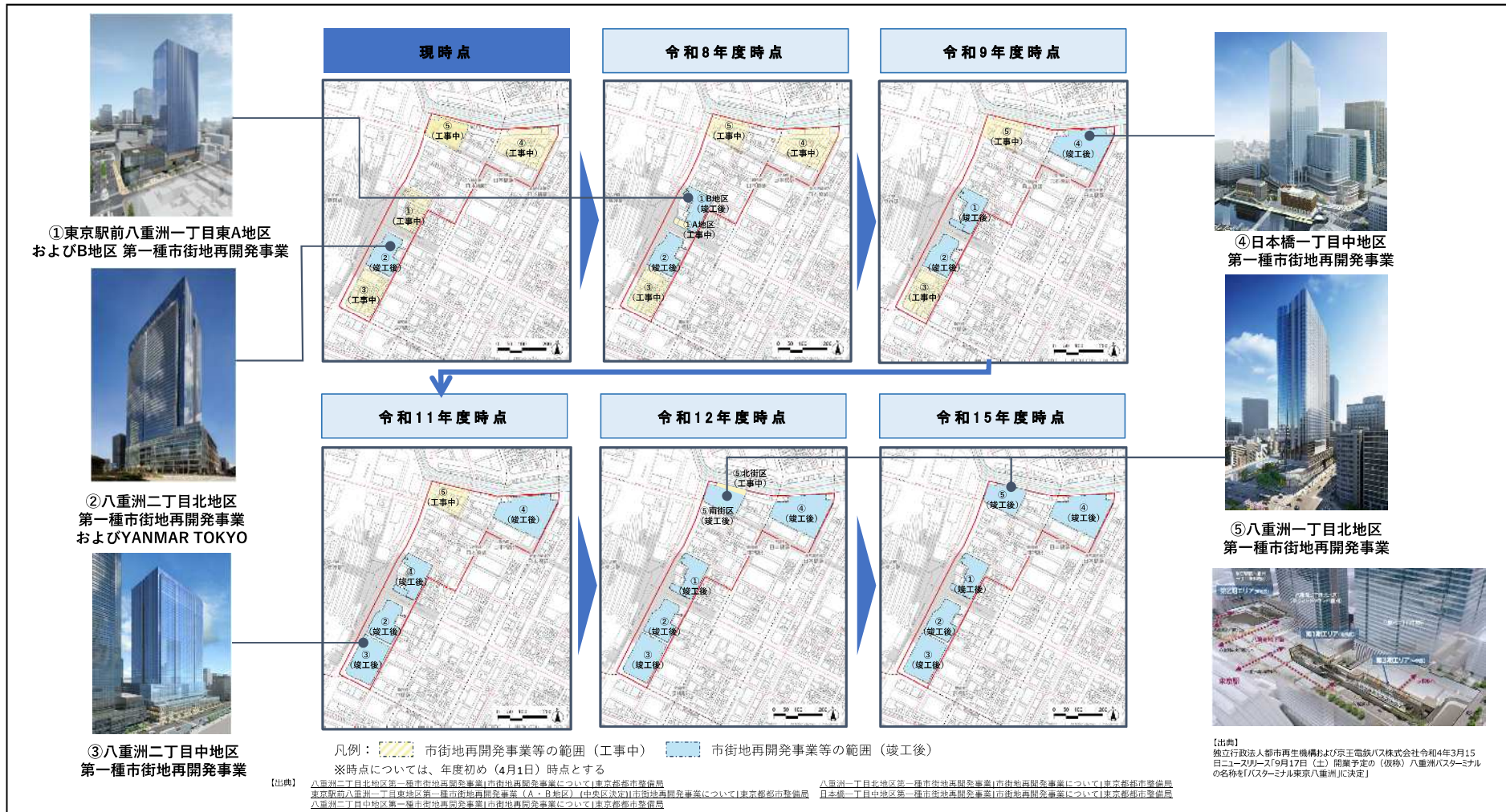


図6. 市街地再開発事業等

1-3-2. 想定する被害のシナリオ等

1-3-2-1. 想定する災害

「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月東京都)(以下「東京の被害想定」という。)において、地震の被害が最大とされる「都心南部直下地震」を想定する。当該地震発生時の東京都全体および中央区内における主な被害等を表2に示す

表2. 想定する地震と主な被害

想定する地震		都心南部直下地震／マグニチュード7.3／冬・夕方 風速 8m/s		
主な被害等		東京都全体	中央区	
建物被害	全壊・焼失棟数(棟)	194,431棟	718棟	
人的被害	死者数(人)	6,148人	84人	
	負傷者数(人)	93,435人	2,702人	
ライフライン	電力	停電率	11.9%	22.2%
	通信	不通回線率	4.0%	1.0%
	上水道	断水率	26.4%	45.5%
	下水道	被害率	4.0%	4.4%
	ガス	供給停止率	24.3%	30.0%
滞留者数		15,836,955人	647,808人	
内訳	屋内被災者	学校	2,027,111人	13,591人
		業務	7,394,991人	528,690人
	屋外被災者	1,128,396人	48,680人	
	待機人口	4,921,450人	42,820人	
	滞留場所不明人口	365,007人	14,027人	
帰宅困難者数 ※1		4,151,327人	337,098人	

※1. 「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月東京都)で推計された東京都市圏内からの流入者における東京都全体および中央区の帰宅困難者数を示す。

1-3-2-2. 被害シナリオと災害時発生する事象

本地区は、市街地再開発事業により地区の状況が大きく変化することが想定される。そのため、本地区の将来の被害シナリオとして、東京の被害想定による「中央区の滞留者数」の結果をもとに、本地区における現時点の「地区滞留者数」および「帰宅困難者数」を算出し、「1-3-1-3.市街地再開発事業等」に示す市街地再開発事業の施設計画をもとに、現時点から令和15年度時点までの滞留者等を推計する。(表3参照)

「現時点」では、地震発生時において12,158人の帰宅困難者が発生するのに対し、一時滞在施設(屋内)の受入れ可能人数は1,514人となっている。就業者施設の従業員および来街者施設の利用者に対する利用者保護の取り組みが地域全体として広がることで、帰宅困難者発生が抑制され、また地区の市街地再開発事業が進み、避難施設も拡充されることから、「令和15年度時点」では一時滞在施設(屋内)の受入れ可能人数は10,060人となる予定である。一方、帰宅困難者数は、商業施設等の増加に伴い、現状より増えることが想定され、令和15年度までに本地区内で発生する全ての帰宅困難者を受入れることは難しい結果となっている。

【帰宅困難者の推計手法の概要】

本地区の「来街者数」および「就業者数」は、東京の被害想定で推計された「中央区の滞留者数」をもとに、「第6回東京都市圏パーソントリップ調査」による「小ゾーン00210の発生集中量」および「令和2年度国勢調査」の「昼間人口」並びに「ゼンリン建築ポイントデータ(株式会社日建設計保有データ)」の「建物延べ床面積」の割合を用いて算出する。

再開発後の将来における災害時の帰宅困難者数を推計するために、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(平成26年6月国土交通省)(以下「交通計画マニュアル」という。))」を参考に、東京の被害想定の結果に基づく来街者数および就業者数の値と、交通計画マニュアルにより算出した値の比較により、本地区の将来の来街者数と就業者数を算出する。

本地区の帰宅困難者数は、地震発生直後に建物の損傷等により建物内に待機することができず、屋外に発生する滞留者および日本橋駅から屋外に発生する滞留者のうち、東京23区外から訪れ行き場を失った者を帰宅困難者として想定し算出する。

表3. 滞留者等の推計

	現時点※1	令和8年度 時点※1	令和9年度 時点※1	令和11年度 時点※1	令和12年度 時点※1	令和15年度 時点※1
施設面積※2 (来街者施設・就業者施設)	930,572㎡	1,140,389㎡	1,471,641㎡	1,799,337㎡	1,960,511㎡	1,961,547㎡
帰宅困難者数※3	12,158人	12,285人	12,946人	13,177人	13,130人	13,138人
一時滞在施設(屋内) 受入れ可能人数 ※4	1,514人	3,332人	6,666人	9,212人	10,060人	10,060人

※1. 時点については、年度初め(4月1日)時点とする

※2. 施設面積は、ゼンリン建築ポイントデータをもとに算出した来街者施設面積及び就業者施設面積の合計値を示す。

※3. バスターミナル東京八重洲の利用者はバスターミナル内で受け入れるため帰宅困難者数には含まない。

※4. 各時点の一時滞在施設(屋内)受入れ可能人数は、現時点における計画上の人数であり、変動する可能性がある。

1-4. 想定する課題

課題1. 退避施設の確保および事業所防災の促進

地区の対象範囲を拡大したことに伴い、本地区区内で発生する帰宅困難者を受け入れることが難しい状況になるため、将来の開発整備をはじめ既施設の用途変更といった機能更新に併せて退避施設の更なる拡充を図る必要がある。また、地区内の退避施設はもとより地区内のそれ以外の各事業者においても、事業所防災対策をより一層進めていくことで、地区内の帰宅困難者を抑制する必要がある。

課題2. 地区内および周辺地区との連携強化の必要性

既存の退避施設の運用については、中央区帰宅困難者対策協議会が中心となり、日本橋駅周辺地区、京橋地区、銀座地区の委員会を設置した取り組みを行っているが、各地区との更なる連携強化を行う必要がある。

1-5. 都市再生安全確保計画の目標

本計画の基本方針

高次の中核業務機能のほか、多様な都市機能が集積し、国際空港および地方都市とのアクセスが強化される東京駅前において、地震等の災害に対応できる高度な安全性を確保するために、3つの目標と対策の方向性に基づき、官民連携および地区連携による防災対策を推進する。

表4. 本計画の「目標」および「対策の方向性」

目標	対策の方向性	実施主体 ※1		課題関連 ※2	
		事業者 ※3	中央区	1	2
関係機関による救急救命活動や群衆雪崩等二次災害の発生を防止するため、各施設において事業所防災(従業員の一斉帰宅抑制および施設利用者の保護)対策に一層取り組むことで、地区内の帰宅困難者を抑制する。	再開発事業等の機会を捉えて、一定規模以上の開発事業者との防災機能の整備について協議を通じて各種防災機能を確保する。	◎		□	
	既施設については、建物の耐震性能の確保や建物内のオフィス機器の転倒・落下・移動防止対策等を実施することにより、安全な滞在空間を確保する。	◎		□	
	各施設は、建物の安全性を確認後、従業員等の安全確保および一斉帰宅を抑制できるような取組を一層推進する。	◎		□	
	各施設は、平時より施設利用者が3日間留まるための水・食料・トイレ等備蓄に努め、災害時に可能な限り施設利用者を保護する体制を構築する。	◎		□	
災害時における周辺事業者等との連携体制を確立し、円滑な災害対策の実施を図る。	退避施設の所有者等は、中央区帰宅困難者対策協議会に加入し、高齢者および障がい者、外国人等の要配慮者を十分に考慮しながら、災害時の実施体制に移行する判断基準などを定めた退避施設の開設・運営マニュアルを作成する。	◎			□
	災害時に発生した帰宅困難者の混乱防止のため、各退避施設管理者等が正確に情報収集・安全な誘導等を行うほか、周辺地区の事業者との協力体制の強化を図る。	◎	○		□
	東京駅前という立地を踏まえ、特に八重洲地下街等の商業施設およびバスターミナル東京八重洲における滞留状況や被害状況等について情報共有や、大手町・丸の内・有楽町地区等と連携を図り、周辺の被害状況や退避施設の開設・運営状況を把握する体制を早期に構築する。	◎	○		□
災害時の自助・共助の実効性を確保するため、事業継続に係る機能を整備するとともに持続可能かつ高度な安全性を確保することにより、地区の早期復旧・復興に寄与する	地区内のエネルギー自立により、災害時のエネルギーを確保するとともに、その後も都市機能維持および事業継続可能なエネルギー運用を図る。	◎			□
	地震だけでなく風水害やその他大規模事故等の災害に対する滞り者等の安全を確保するための安全確保施設の整備および運用ルール等を作成する。	◎			□

※1. 実施主体凡例 ◎: 主体的に対応する、○: 主体と連携・協力に対応する

※2. 「1-4. 想定する課題」で示す3つの各課題と「対策の方向性」との関係性を示し、関連があるものを「□」で示す。

※3. 「事業者」は、本地区区内の個々の事業者を示す。

1-6. 都市再生安全確保計画の推進

実施主体は、前項1-5で設定した目標に向け計画に基づき各取組を実施する。また、中央区帰宅困難者対策協議会と連携し、必要に応じて本部会に報告し計画の変更を行う。

東京駅前八重洲地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

2. 本地区における滞り者等の安全の確保のために実施する事業および事務

2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備および管理 (法第19条の15第2項第二号および第三号関係)

災害時の帰宅困難者の安全確保のため、表5に示す都市再生安全確保施設の整備および管理を行う。

表5. 法第19条の15第2項第二号および第三号に係る計画

【種類: 退避施設】

番号	都市再生安全確保施設に係る事項		事業に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名義	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間 ※1
①	一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外)(既存) (東京ミッドタウン八重洲)	管理組合	八重洲二丁目北地区市街地再開発組合	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	平成30年～令和4年	八重洲セントラルタワー管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和4年～
②	一時滞在施設(屋内) (YANMAR TOKYO)	ヤンマーコーポレーション株式会社	ヤンマーコーポレーション株式会社	都市再生特別地区において一時滞在施設を整備	令和2年～令和4年	ヤンマーコーポレーション株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	令和4年～
③	一時滞在施設(屋内) (東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発組合	東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和3年～令和8年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和8年予定～
④	一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外) (八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲二丁目中地区市街地再開発組合	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和6年～令和10年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和10年予定～
⑤	一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外) (日本橋一丁目中地区市街地再開発事業)	管理組合	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合	日本橋一丁目中地区市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和3年～令和8年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和8年予定～
⑥	一時滞在施設(屋内)および一時待機場所(屋外) (八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和6年～令和14年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和14年予定～

【種類: 備蓄倉庫】

番号	都市再生安全確保施設に係る事項		事業に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名義	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間 ※1
①	防災備蓄倉庫(既存) (東京ミッドタウン八重洲)	管理組合	八重洲二丁目北地区市街地再開発組合	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	平成30年～令和4年	八重洲セントラルタワー管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和4年～
②	防災備蓄倉庫(既存) (YANMAR TOKYO)	ヤンマーコーポレーション株式会社	ヤンマーコーポレーション株式会社	都市再生特別地区において一時滞在施設を整備	令和2年～令和4年	ヤンマーコーポレーション株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	令和4年～
③	防災備蓄倉庫 (東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発組合	東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和3年～令和8年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和8年予定～
④	防災備蓄倉庫 (八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲二丁目中地区市街地再開発組合	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和6年～令和10年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和10年予定～
⑤	防災備蓄倉庫 (日本橋一丁目中地区市街地再開発事業)	管理組合	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合	日本橋一丁目中地区市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和3年～令和8年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和8年予定～
⑥	防災備蓄倉庫 (八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業)	管理組合	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	令和6年～令和14年予定	管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	令和14年予定～

※1. 退避施設及び備蓄倉庫の運用開始時期は、中央区と事業者が締結する「災害時における帰宅困難者対策活動への協力に関する協定」において定めるものとする。

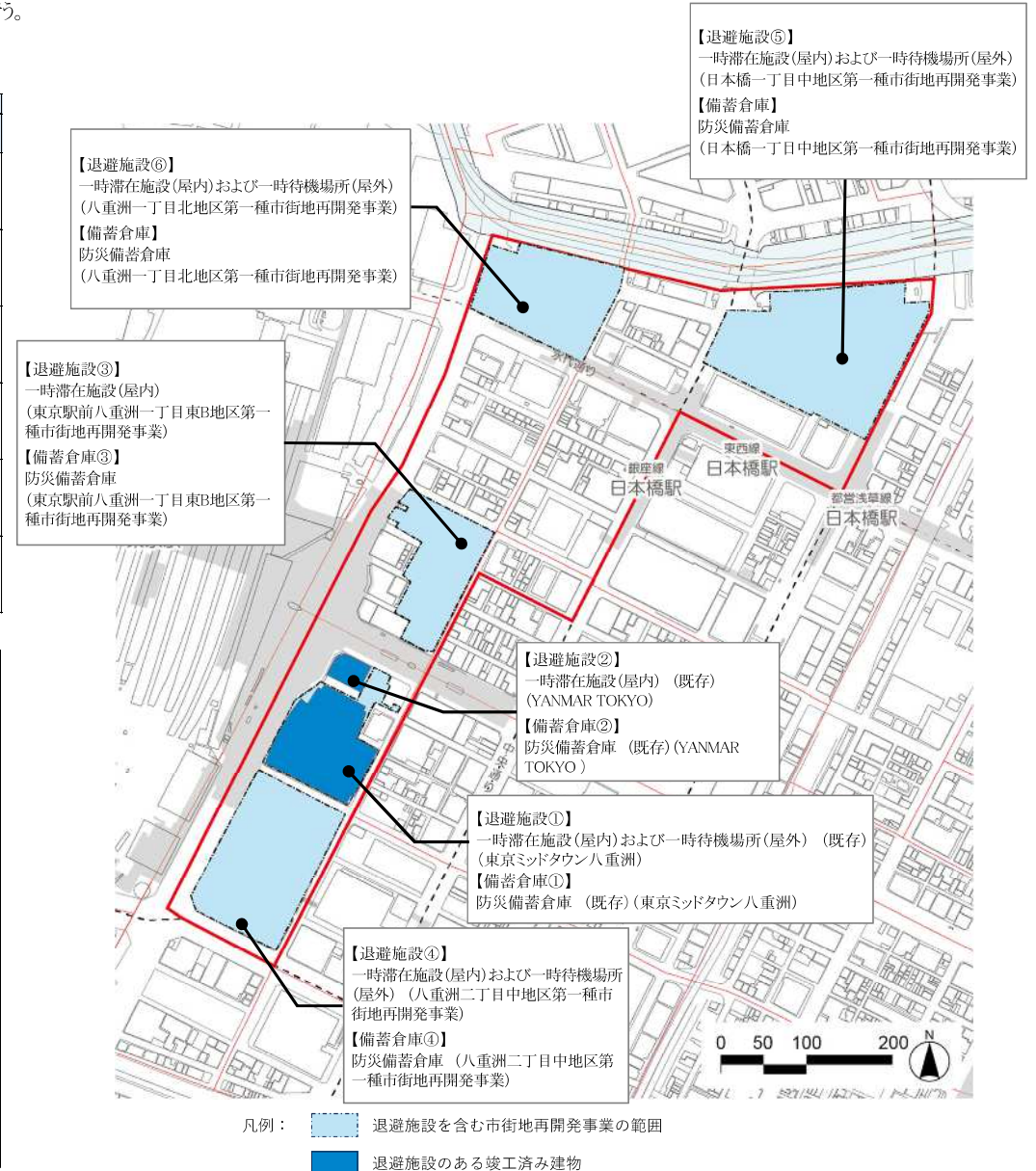


図7. 防災施設および備蓄倉庫位置図

2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業（法第19条の15第2項第四号関係）
現時点において、2-1に記載のとおりである。

2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第19条の15第2項第五号関係）

表5に記載の退避施設および防災倉庫の所有者は、中央区帰宅困難者対策協議会に参加し、一時滞在施設運営マニュアルの作成、防災訓練などを通じて、滞留者等の安全の確保を図る。

継続的な連携・協議・調整を行う場として、市街地再開発事業者を中心にエアーマネジメント協議会の設置が検討されている。エアーマネジメント協議会に関わる事業者などは、中央区帰宅困難者対策協議会に参加するなど、相互協力体制を構築する。

2-4. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第19条の15第2項第六号関係）

災害時の従業員の一斉帰宅抑制や施設の利用者保護、帰宅困難者の円滑な案内のため、平時から各事業者に対して「中央区防災マップアプリ」等の周知を行う。

3. 参考

【用語の定義】

- 来街者施設および来街者数
滞在者・居住者以外の者が利用する旅客施設以外の施設を来街者施設とし、来街者数は、東京の被害想定における「都内滞留者数の目的別内訳」のうち「屋外被災者数」および「滞留場所不明人口」の合計値とする。
- 就業者施設および就業者数
就業を目的とした者が利用する施設を就業者施設とし、就業者数は、東京の被害想定における「都内滞留者数の目的別内訳」のうち「屋内被災者の業務」の値とする。
- 都市再生安全確保施設
都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設（「退避経路」、「退避施設」、「備蓄倉庫」、「非常用電気等供給施設」、「その他の施設」）として、その整備等について都市再生安全確保計画に定められた施設。
- 退避施設
大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設で、本計画においては、中央区帰宅困難者支援施設運営計画書における「一時滞在施設（屋内）および一時待機場所（屋外）」がこれに該当する。
- 備蓄倉庫
大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。